

令和4年 第9回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年9月5日(月) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 宇都宮 久昭
 事務局次長 久保田 豊人
 事務局 菊池 誠晃、山口 沙織

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 2件

議案第47号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 (所有権移転) 3件

議案第 48 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	5 件
議案第 49 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (一括方式)	4 件
報告第 8 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	1 件

第 4 協議・連絡事項

- ・人・農地プラン合同説明会及び地区別検討会の開催について
- ・令和 4 年度愛媛県市町農業委員・推進委員等研修会について
- ・令和 4 年度農業者年金加入推進部長等研修会について
- ・活動記録簿の提出について
- ・令和 4 年度農業者年金地区別加入推進会議について
- ・第 10 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 4 年第 9 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。

 本日の出席委員は 19 名中、19 名で総会成立の定足数に達しております。

 それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(大本会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「1 番、濱田 善純委員」、「17 番、柴田 紳一郎委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。

 議案第 45 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

 番号 24、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 45 号、番号 24 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「881 m²」外 4 筆、計「8,563 m²」、3 条賃貸借です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「自分が設立した法人に農地を貸し、農業経営を行いたい」。譲受人は「農業経営を行うため、農地を借り受けたい」であります。

譲受人の経営面積は「0 a」となっていますが、譲受人の〇〇〇〇は〇〇〇〇に農作物の生産・販売等を目的に設立された会社であり、農地所有適格法人の要件を満たしています。会社所有の農地がないため、土地の賃貸借を行うことにより、取得後の面積が「50 a」を超えることから、下限面積に問題はありません。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

7 番

番号 24 について説明します。

事務局から説明があったとおり、貸し手の「〇〇〇〇」さんが「〇〇〇〇」さんの設立した会社に農地を貸すという案件です。

まだまだ若くて、十分にやれると思うので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 25、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 25 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,532 m²」外
5 筆、計「6,975 m²」3 条賃貸借です。
譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は「自分が設立した法人に農地を貸し、
農業経営を行いたい」。譲受人は「農業経営を行うため、農地を借り
受けたい」であります。
譲受人の経営面積は「0 a」となっていますが、譲受人の〇〇〇〇
は〇〇〇〇に農作物の生産・販売等を目的に設立された会社であり、
農地所有適格法人の要件を満たしています。会社所有の農地がないた
め、土地の賃貸借を行うことにより、取得後の面積が「50 a」を超え
ることから、下限面積に問題はありません。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条
第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する
要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該
当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要
件の全てを満たしていると考えます。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 「〇〇〇〇」さんが今回、法人化した会社に貸し付ける案件となっ
ております。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。息子さんが〇〇〇〇です
が、親子で頑張っておられます。〇〇〇〇でもトップクラスな技術の
持ち主で、単収も毎回豊作・満作の繰り返しで、〇〇〇〇でも一番勢
いのある農家さんです。何ら問題はないと思います。
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、議案第 46 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

番号 6、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 46 号、番号 6 を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「689 m²」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「建売住宅用地」、転用理由「申請地は、日当たりも良く閑静な住宅地にあり、居住環境が良く住宅地としての需要が見込めるため、建売住宅を建築販売したい」とのことです。

参考資料の 2 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、農地としては、農業振興地域内の農用地区域外にある「小集団の生産性の低い農地」にあたります。

このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「他のいずれの区分にも該当しない農地」に該当するため、「第 2 種農地」となります。

この第 2 種農地の転用は、同通知により、申請地周辺に、他に適地がないと認められる場合、許可をすることができることから、本案件は、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料の 3 ページから 5 ページに、地番地目図及び利用計画等を掲載していますのでご確認ください。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

17 番 それでは番号 6 について説明いたします。

参考資料の3ページを見ていただきたいと思います。7月25日に電話がありまして、〇〇〇〇さんでした。その人の話では、隣に急に〇〇〇〇との内容でした。7月29日にそのことを農業委員会の事務局に話して相談に乗っていただいた訳ですけど、その後、〇〇〇〇さんから私の方の家に、許可申請書の書類が送付され、はっきり内容が分かりました。それから説明いたします。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。今回申請する農地の西側ですが、〇〇〇〇さんが建物を建てております。それでさらに西側に〇〇〇〇とありますけど、ここが「〇〇〇〇」さんのポンカン畑でして、ここに話を持って行ったそうですが、ここに出ていないですが、〇〇〇〇の左に「〇〇〇〇」さんの家があるわけですが、「ここはいけません」ということで、断ったそうです。〇〇〇〇さんにとっては、横に行きたかったそうです。「〇〇〇〇」さんは今回の〇〇〇〇にしますということで、止まっていたのですが、南に〇〇〇〇と〇〇〇〇の人にも声をかけていき、この人は断ったのですが、そこで話は「内密にしてほしい」とのことになったそうです。ところが、許可を受けないといけなことから、その話が〇〇〇〇さんに行ったところが、〇〇〇〇、北側に隣接したところがありますが、ここが〇〇〇〇の畑でして、そういう話です。

申請地周辺は、北も南も甘平だらけですけど、「〇〇〇〇」さんは、8～9年前ですが、甘平を植え、ハウスをかけていたのですが、数年前に積雪でハウスが潰れて辞めてしまったそうです。

どうぞよろしく申し上げます。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することといたします。

議長 　　続きまして、番号7、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、番号7について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「90 m²」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「駐車場及び転回場」、転用理由「申請地の隣地でアパートを所有し賃貸しているが、通路部分が狭く、自動車の転回ができないので、申請地を一部駐車場、大半を転回場として使用したい」とのことです。

参考資料の7ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、農地としては、農業振興地域内の農用地区域外にある「小集団の生産性の低い農地」にあたります。

このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「他のいずれの区分にも該当しない農地」に該当するため、「第2種農地」となります。

この第2種農地の転用は、同通知により、申請地周辺に、他に適地がないと認められる場合、許可をすることができることから、本案件は、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料の8ページから9ページに、地番地目図及び配置図等を掲載していますのでご確認ください。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

17番

それでは番号7について説明します。

参考資料9ページを見ながら説明します。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」さんの畑が、〇〇〇〇で、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇を経営されております。その〇〇〇〇には現在〇〇〇〇、息子さんが入居しているとのこと。それで、ここに車を駐車する際、一旦進入路、西から入ってきて、〇〇〇〇というところがありますが、この南側が門になっておりまして、南側に〇〇〇〇があるのですが、ここに一回、頭を突っ込んだりして、バックして左側の既存の駐車場に入ったりしていたそうです。

それが不便なので、隣の「〇〇〇〇」さんに電話をかけて、「道をわけてくれませんか」というような話をされたそうです。それで話がまとまったそうです。たちまち駐車場ということで、ここを更地にし

て、点線の所、高い塀になっているのですが、ここをのけて駐車場にしたいとのこと。

よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、議案第 47 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。
番号 73、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 47 号について説明します。
番号 73、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「616 m²」外 3 筆、計「2,922 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「512.4 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

3 番 「〇〇〇〇」さん、後継者がいないということで、条件の悪い所から減らそうという考えでございます。一方、「〇〇〇〇」君は、〇〇〇〇ですが、まだまだ農地を広げようということでがんばっております。数年前からこれらの土地は「〇〇〇〇」君が〇〇〇〇を植えて作っていますが、この際、「〇〇〇〇」さんより、買って欲しくないかとの話がありまして、売買が決まりました。
以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 74、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 74、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「191 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「275.2 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

9 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。農地を手放したいということで今回、「〇〇〇〇」さん、この農地を通して自分の山に行っている状態で、「それでは買いましょう」ということでこの話となりました。

「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、お父さん、お母さんもご健在で、息子さんは〇〇〇〇を卒業されて帰ってこられて、親子 3 代で農家をやっておられます。

問題ないと思います。以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 75、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 75、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「3,217 m²」外 1 筆、計「4,150 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「214 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で〇〇〇〇在住です。〇〇〇〇をされて
おります。元々、この畑は親戚の方が作っておられたのですが、体
調が良くないとのことで、縮小したいということで、隣の「〇〇〇〇」
さん、〇〇〇〇、若手のホープで、お父さんと一緒に熱心に農家をや
られております。どんどん規模を拡大したいということで話がまとま
りました。
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 48 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。
番号 192 から 193 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 48 号について説明します。
番号 192 から 193 まで一括して説明します。
番号 192、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,480 m²」外 2 筆、計「3,017

m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「273.5 a」、期間「9年5ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号193、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「253 m²」外3筆、計「813 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「273.5 a」、期間「9年5ヵ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 まずは小作を受ける方についての説明ですが、「〇〇〇〇」君、現在、面積を増やしていて、また2~3年の内に6~7反まで買うような形になっているような、経営的なセンスがある子だと思います。

それぞれ作っていただきたいという「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さん、2人とも年齢的に作れないということで、作っていただくという話です。

問題ないと思います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号194、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号194、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,658 m²」外14筆、計「13,395 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「9年5ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっておりますが、今回借り受ける農地の面積が約「133.9 a」あるため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 先ほども説明しましたが、「〇〇〇〇」さんが法人を立ち上げ、そこに貸し付けるという案件です。「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇の中でもトップレベルの方で、息子さんも若手のリーダー的存在。親子で勢いのある農家さんです。何ら問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号195、事務局の説明を求めます。

事務局 番号195、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「238 m²」、新規の賃貸借です。設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「110.4 a」、期間「3年5ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

12番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。腰を痛めて作る面積を減らしており

ます。息子さんは〇〇〇〇で耕作できないということです。この土地に関しましては、「〇〇〇〇」さんが別の方に耕作してもらっていたのですが、その方が耕作できないとのことで作り手を探していました。結果、「〇〇〇〇」が〇〇〇〇として借りることとなりました。

よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することといたします。

議 長 　　続きまして、番号 196、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 196、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「96 m²」外 7 筆、計「3,804 m²」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「458.5 a」、期間「9 年 7 ヶ月」。

以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

1 4 番 　　「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。2 人は親戚関係にあります。「〇〇〇〇」さんの土地ですが、違う方が作られていたのを返されて、「誰か作る人はいないか」ということで、親戚の「〇〇〇〇」君にお願いしたところ、「作りましょう」ということで話がまとまりました。「〇〇〇〇」君、地元でも優秀な農家さんで、がんばっていますので問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「一括方式」を上程いたします。
続きまして、番号 10 から 12 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 49 号について説明します。こちらは農地中間管理
機構を通した貸借となっています。

番号 10 から 12 まで一括して説明します。

番号 10、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「826 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「235.1a」、期間「5年」。

番号 11、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「313 m²」外 3 筆、計「804 m²」、
新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「235.1a」、期間「5年」。

番号 12、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,153 m²」外 1 筆、計「1,947 m²」、
新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「285.4a」、期間「5年」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5 番 まず初めに番号 10・11 について説明します。

「〇〇〇〇」さんは 2 人、親子関係にあります。母親と息子です。
買い手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。以前からこの土地は「〇
〇〇〇」さんが作っておられる土地です。それで今回、正式に契約と
いう形になりました。何ら問題なく、ずっと作ってもらえると思いま

す。

次に、番号12、「〇〇〇〇」さん、借り手の「〇〇〇〇」さん。「〇〇〇〇」さんは、2～3年前に息子さんが戻ってこられて、少しずつ土地を増やしております。その関係で、何ら問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号13、事務局の説明を求めます。

事務局 番号13、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「386㎡」外2筆、計「746㎡」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「205.8a」、期間「9年9ヵ月」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

12番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」さん、面積を少しずつ減らしたいということで、「〇〇〇〇」さん、息子さんが就農したばかりで余裕がありますので、こういう形で話がまとまっております。何ら問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、報告第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは報告第 8 号について説明します。

番号 30、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「238 m²」。

賃貸人「〇〇〇〇」。

賃借人「〇〇〇〇」。

解約の理由「他の者と新たに賃貸借を開始するため」であります。

以上です。

議長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時15分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 4 年 9 月 5 日

会 長 大本 定一

議事録署名人 濱田 義純

議事録署名人 柴田 紳一郎